

2025年度（令和7年度）

第5回 福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会 議事概要

1. 日時等

日 時 : 2025年（令和7年）9月22日（月）14:00～15:00

場 所 : 福山市役所本庁舎3階 大会議室

2. 出席者

西村和之 会長、清水聡行 副会長、上野彰大 委員、江口正章 委員、岡部真智子 委員、
寺澤恵美 委員、村田和賀代 委員、オブザーバー2名、事務局13名

3. 欠席者

佐々木伸子 委員

4. 議事

（1）「し尿収集業務の許可制から委託化」に向けて

5. 議事要旨

○委員定数の半数以上が出席していることを確認。

（福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例第5条第2項）

○会議は、公開で行われた。

○資料1「し尿収集業務の許可制から委託化について」の説明を行い、質疑応答。

(意見の概要)

「し尿収集業務の許可制から委託化」に向けて

委員：収集対象エリアに対して複数の業者がし尿収集を行っているのではなく、1つのエリアに1つの業者が行っているのか。同時に、今回の許可制から委託への切り替えについての審議は、し尿収集、浄化槽収集がある中で、し尿に限った認識でよいのか。

あと、複数台でし尿収集を行っている場合、徐々に量が減り、1台以下になった時点において、最低でも1台は維持していこうという考え方でよいのか。

事務局：まず、1つの収集対象エリアで複数の業者で行っておらず、エリアごとに1つの業者が振り分けられている。

2つ目の質問。この度の審議会では、し尿収集に限っての話になる。

また、徐々にし尿収集量が減っていくが、収集業務を実施するうえで最終的には1台は必要であるとする。

先ほどの説明の中に台数という言い方をしているが、これは収集量に伴って、業務量を台数換算すると何台という考え方で資料を作成している。

あくまでもし尿収集業務量に伴っての台数換算という考え方でお願いしたい。

委員：委託化の方向性について、まず、内海町の方向性をこの審議会を考えていき、多少は将来的な部分を含むかと思うが、まずは内海町という認識でよいのか。

事務局：今回の委託化に伴うルールのようなものを資料で示しているが、まずは収集量の少ない内海町について、モデルケースという形で考えていきたい。

委員：委託化したことで、その時の支払方法として、単価契約というよりも総価契約にしたい。

そして、総価契約の中でも固定的な部分と変動的な部分を分けて考えたいと思われる。

今の算定では何台というような考え方について、今回の審議会ですべてを答申するというイメージでよいのか。

事務局：そのイメージでよい。

委員：その時に、手数料の徴収は市の職員が直接行うことになるのか。

事務局：料金、手数料の徴収事務については、基本的に業者対応で行っていただきたいと考える。

市内で全体的に委託化が進めば、システムの準備が必要だと思う。

当面は、内海町だけであればシステム化までは必要ないと思っており、徴収事務についても併せて同じ業者に委託ができればと思う。

ただ先ほどの施行令等で、汲み取り業務をされている方が直接集金してはならないという規定がある。事務所の方が徴収をする形で、徴収事務の委託料も別途かかることが想定される。

総価契約においては固定で考えていく部分、変動として考えていく部分、委託料を様々な形で換算していくということが必要であること。

また、もう1つの課題として、例えば町単位で収集量、業務量が残り10世帯になった場合や、当面は予測し難いが、例えば数十年先に残り10世帯や5世帯になった時に、100万円、200万円の最低保証の金額を検討したとする。

その中の議論で、5世帯や10世帯だけの仕事量で、その最低保証として1000万円の委託料を支払う考え方が、市民の皆様のご理解をいただけるかどうかは、常識的に考えても難しいのではないかと想像している。

そのため、ある意味で最寄りの業者との統廃合や、組合で受注していただくなど、何らかを検討しなければ、恐らくは市民の理解が得られ難いのではないということも想像できる。

すぐにそうした事態になるとは考え難いが、将来を考えると、その辺りの心配は考えている。

委員：将来を想定するところは非常に難しいと認識する。

そうすると、総価契約から単価契約への変更する考え方も出来るかもしれないとか、そうした部分については、臨機応変に対応しなければならないのかと考えていた。

あと1点、変動部分のいわゆる台数の計算部分だが、例えば、6ページの台数を計算された時に、(1)のところで、1番上が0.713台を主流で0.7台にされているが、この辺りはどこまで切り捨てで、どこまで切り上げかとしたところは少しご留意いただいて、もう1桁ぐらい出しの切り上げとかはどうか。

例えば0.75までの切り上げや0.8まで切り上げなど、業務量的に何かしらの根拠を持っておく必要があると思う。

例えば0.8台必要であれば、バキュームカーは1台必要なので、その辺りは少し丁寧に数値を出していただく必要があると思う。

委員：今のご質問と回答について、今回は内海町の話とのことで、確かに説明はそうであると思うが、審議会なので、どこがピンポイントという考えではなく、何年間に1回、改定が必要であると思うが、審議会で決めた期間が5年であれば、その間は委託についてはこの考え方でいく。

その間に状況が変化して、もし内海町以外のところでもそのような状況が発生すれば、基本的な部分については、この審議会の内容を踏襲する。

場所を限定した意見をまとめたとした考え方よりは、その年度の中で、期間中の考え方をまとめていく考えでよかったか。

事務局：特定の地域の話というよりは、基本的な部分について見ていきたいと思っている。

委員：その部分については、どこが優先となるかなど様々な考え方があるかと思う。

まず全体枠として考えて、今回は内海町を具体的に考える例を出したという形で良いかと思う。

委員：単価契約、総価契約とした 2 種類の金額の計算が出ているが、これは決まったやり方として、この 2 種類の方法とすることが条例や規約で決まっているものなのか。

単価契約より総価契約が良いと説明して頂いたが、例えば単価契約でも最低保証を入れるとか、業務量や収集量が下がった場合は、単価を逆に上げるなど、色々な計算方法があるかと思う。例えば、先ほど委員が言われたような単価契約に変えることもあり得るとした話もあったが、その場合、まず工夫の余地があるのかなど、その辺りをお聞きしたい。

事務局：私たちが今回の審議会を開催するに当たり、ある自治体の手法を参考にさせていただくと、あくまでも総価契約を基本に出発をされており、現在の運用とされているということ。

委員が言われるように、単価契約の考え方も全く否定しているものではなく、もし安定的なし尿収集体制を構築できるのであれば、単価契約でも構わないと思っている。

今回は一つの提案としたのは、他の自治体の参考例で最低保証や仕組みで、実際に運用されている内容となっている。

その部分を類似例として参考にし、提案をさせていただいているため、他にも方法があるということであれば、少しアドバイスをいただければと思っている。

委員：実態によって必要な委託料を算出できる方法で良いと思う。

あと 1 点思うのが、先ほどの話にもあったが、業務を遂行するに足る金額を確保することと、あとは、ずっとお金を出し続けるわけではなく、将来的には統廃合等をして、費用対効果とのバランスを取っていく必要があるということかと思う。

そうした意味では、今後の委託化について、最後の 10 ページを見ると、業務量が徐々に減っていく中で、予想以上に早くそうした状況が起きてしまうこともあるのではないかと思う。

どのくらいの時間で再検討を行い、いつ頃、どんな形で考えるのかとした、少し先駆けのことについても、組合にされるなど色々な話もあるが、具体的に想定しておく必要がある。

大切なのはバランスだと思うので、そちらの方も内部で想定していただきたい。

事務局：冒頭、今年度までに福山市独自の合理化事業計画を策定していくという話をさせていただいた。

あくまでも当面 5 年間というところでの事業計画というものであり、策定していく上で、減車措置であったり、手数料と補助金のバランスの問題や、今回の委託化の問題点などがある。

今回の資料 10 ページ等に出しているが、これはあくまでも推計。

この部分については、変動もあると思うので、当面 5 年を目処に、ひとつの方向性を出し、また見直していく考えとなる。

委員が言われたように、あくまでも 5 年ぐらいを目処にして、手数料のことにしても、今回の委託の問題にしても、実際に 5 年間のうちに実行し始めたとして、中間総括し検証をする中で、実際にはもっと違う方法が良いのではないかと考えるもあると思う。

それは、先ほど委員が言われたような、単価契約の方がメリットがあるかもしれない等を、検証しながら再構築していけば良いかと考えている。

この 2034 年度に向けては、今のところ推計は載せていないが、2040 年問題がある。

幅広い考え方で、福山市も 2040 年度が高齢化のピークであり、様々な観点で分析されている。

その頃には市民のライフスタイルも変化があると思う。

この生活インフラに関わる変化というのも、また十分考えられる。

そのため、定期的に、5年に1回はこうした議論をする場があり、見直しができればと思う。

委員：12業者に委託していくことについて、この12業者から減らしていくことについても、今後、5年間の中での見直しはあるのか。

事務局：委員の発言部分について、当面、この5年間では統廃合の議論はされないと思っている。

業務量について、2034年度を想定しているが、10ページのL社のところ言えば、2034年度が0.09というような推定値が出ているので、この辺りの時期から検討すべきかと想定する。

委員：先ほどの説明の中で、場合によっては組合の様な形で委託をすることも出てくるかもしれないとの話があったと思う。

当面5年間の事業計画の中で起こりうる話なのか、その見直しをした次の5年間での話であるなど、その辺りのお考えはあるか。

事務局：先ほどの統廃合の問題と、組合による受注という方式について、恐らく、この5年間のうちには生じないと思う。

2034年度辺りに内海町の業務量が0.1を切る頃が一番問題になってくるのではないかと思う。そのため、当面の5年間は、この答申案であるとか、今年度末策定予定の合理化事業計画の中に、基本的には、その話は入らないものであると想定する。

ただ、遠い将来には、そうしたことも必ず想定しておかなければならないという課題について、全体で共有出来れば、今段階ではそれで良いと思う。

オブザーバー：

先ほどの話では、内海町に限った話ではなくて、全体的に影響を及ぼしていくとした話と受け止めたので、余計に詳しくお聞きしていかなければと思う。

資料の 4 ページに、し尿収集運搬にかかる経費について、1 ヶ月当たり 203 万円とした算定資料を出していただいている。

この算定の根拠だが、特に人件費について、1,104,598 円。

その内訳について、これは前回、第 4 回資料の 4 ページに手数料の原価計算で示されている内容と同じ算定のため、人件費については、運転手と作業員各 1 人、それから事務員が 2 分の 1、監督者 3 分の 1 を計上と書かれてある。このような考え方でよいか。

事務局：そのとおり。人件費の算定の考え方については、手数料と同じ考え方で算定している。

今言われたとおり、人件費の部分については、運転手や作業員、事務員などの内容を含めた状態で、約 110 万円という金額を算定している。

オブザーバー：

1 ページ目に、委託の基準として、受託者が委託業務を遂行するに足る施設、人員及び財政を有すること、適正な収集体制を受託業者が確保しなければならないとしたことが施行令で決められていると説明されているが、業務委託の場合に重要なポイントは、委託契約をする場合の仕様がどうなるのかだと思う。

つまり、委託する側の市の考え方として、業者に対して 1 台分を維持するに当たり、先ほどご説明をいただいたように、1 台に当たっては運転手、作業員各 1 名を確保すること、また、事務員 2 分の 1、監督者 3 分の 1 を確保することということが仕様の中に入ってくるかだと思う。

もしそれが適正な収集体制であるならば、そうした仕様になるかと思うが、その場合、問題になるのが今回の資料 7 ページ、委託料算定にかかる留意事項に書かれている内容かと思う。

2 つ目のコストを見ていくと、ここには、汲み取り技術を継承していくためには最低でも 1 人から 2 人分の人件費を確保することとし、0.5 台から 1 台分と書いていただいている。

もし市が求める適正な収集体制の仕様が、先ほどの運転手、作業員各 1 名、事務員 3 分の 1、監査事務員 2 分の 1、監督者 3 分の 1 であるとするならば、1 台維持していくためには、最低でも 1 人、2 人ではなくて、この体制を維持することになると思う。

維持するなら、人件費が 0.5 台分に下がっていくという考え方はおかしいのではないかと思う。

事務局：運転手と作業員、また事務員等の人件費を含めてまずは 1 ヶ月分の金額を計算している。

それに基づいて資料 7 ページにある通り、業務量が 0.5 台分から 1 台分、作業員の人数換算としては 1 人分から 2 人分の範囲で最低保証金額とした場合の例として算出した結果を示している。

オブザーバー：

資料 7 ページの上段に、一般廃棄物の処理は、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているということは、委託体制を維持していただく仕様で発注することになると思う。委託仕様書の中で人員を削減し、0.5 台になった時には作業員 1 人でいくことになるのかどうか。それに対して受託する業者は、その 1 人分の経費で事業をやっているのかという問題もある。

この項目の人件費については、減っていく計算の前提となるが、車両と同じで委託体制を維持していくためには、これだけの人員を確保してほしい。

そのための人件費は、業務量が減っても維持することが前提とならなければならないと考える。先ほど言われたように業務量が極端に減っていた場合に、それだけの委託料を払って業務を維持する問題はどうしても生じるので、その時には統廃合の話も検討に入ってくるのではと思う。委託として維持していく以上、やはり仕様がどうなるかで、適正な収集体制はどうあるべきかということがまずあった上で委託料については、人件費を定めていただく必要があるため、業務量に単純比例して、どのようにするかという点については、是非ご議論いただければと思う。

事務局：今言われた部分について、地域割りの話があったが、福山市内は広く、また、地域性というものもある。

そのため、単純に平均で収集するというよりも、山間部や急坂を上る地域もある。

それを、ホースをジョイントし、何百メートルも引っ張っていく地域もあります。

これも、あくまで一つの目安としているのが、この通りにこだわるのではなく、ある意味そうした地域性も踏まえて、加味しながら業者との話し合いをした上で、委託料も決定していければ良いかと思う。

下げることが前提というよりも、本当にその業務量と、その特殊性、地域困難性というものを加味することが必要な部分だと思う。

そのため、委託化の考え方については現在も、特殊な地域に対する補助金もある。

そうした補助を基本に、この委託料として全て換算をしなければならないと思う。

単純な人数という考えよりも、内容を加味して委託料を決めていくことになる考えている。

委員：こちらの審議会では、専門の方もおられますが、し尿収集業務そのものをご存じない方も委員として入っていただいて、その中でも共通意見としてまとめる業務となる。

その関係でいくと、まず、完全に計算してみるとどうかというところを、話の段階でこのような整理をしていただき、数字としての考え方にしたところを合意していただく、そのための目安として出していただいた数字だとご理解いただけると思う。

先ほど指摘のあった 7 ページでも、最低保証金額については、業務を維持するための最低保証金額を設定するところが、福山市としては明確に述べられており、こちらの中の数値がそのまま反映されるわけではないため、その部分では恐らく業者と適切に話をされた上で、この辺りの金額が決まっていくのであろうと思う。

その方法論として、この審議会としては、この体制で行きたいというところを指摘させていただいて、了解を取るというのがこの審議会だと思っているので、そこはご理解いただきたい。

オブザーバー：

大体のたたき台であることはよく理解している。

ただ、許可制から委託ということで一つ思うのは、直近でこれを実行するにあたっての課題として、今の許可をどのようにされるのかがわからない。

許可を取り消そうとしてるのか、返納を求めようとしてるのか。

例えば許可証を返してほしいこととした場合、その許可業が廃業になるかと思うが、その廃業になった時点で減車措置の対象になるのか。

その上で、新たに委託という話ならわかるが、委託するから許可は返しなさいというだけでは、業者側も多分納得しないと思う。

今までの歴史的な経過から言えば、市では出来ないから業者に処分も処理も全部やってくださいという形で、全部一緒にして許可を受けた側からすれば、今度は都合が悪くなったら許可を返しなさい。返すに当たっては、保証も何もないという話になるのかと。

私は、そこが率直にこの委託にすれば安定した、し尿収集体制が築けて、何となくわかるが、許可から委託へ移行する時にはどのようなになるのか。

許可を返納するのか、それとも許可の取り消しは欠格要件に反しないのだから無理となるのか。では返納するならば、業者は素直に返納するのか。

廃業として認めてくれるのならするかもしれないが。

一旦、減車措置要綱という形があるので、それに対応して、その上で、あなたのところは廃業。一旦廃業して、その上で新たな契約を結びましょうとした話なら全くわからなくなる。

その辺りで、私は一番、これを実行するに当たっての直近の課題だと思う。

この審議会が終わった後にどのような話になっていくのだろうと。

それと、皆さん、将来的な、業務量とか収集体制のことを心配されているが、2034年度に人員を確保すること自体が実際にできるのか。

もう直営でも準備された方が良くないかと思うぐらい現場は逼迫している。

人が簡単に集まってくるものでもなく、今計算してもそれほど高い賃金ではない。

そのような中では人は集まらないと思う。

そうすると、2034年ぐらいになっても、その前に統廃合とか組合で受けてほしいと言われても、実際に組合としても人が集まらない状況かと思う。

最終的には、直営が原則のため、直営に戻る話になってもおかしくないのではないか。

5年ごとに見直すということであれば、そうした部分も懸念をしている。

業者からの意見としてお聞きいただければと思う。

委員：審議会の案件というよりは、審議会で方向性を承認いただき、市の方に答申した上で、その後、市が具体的なお話をされることに関してのご懸念という話かと思う。

そこは少しお踏み置きいただければと思う。

事務局：委員が言われる通りで、あくまでもこれは答申をいただくための審議会委員の皆様方の整理ということで、市が強制的にこれを答申してくださいという話ではない。

今まで議論した部分については、私たちとしても、よりわかり易い資料と言えは少し難しい部分もあったかもしれないが、皆様方が検討していただくための資料を提示してご議論いただいていたということ。

オブザーバーが言われた意見は、私たちとしても理解するが、ただ、この議論が始まった経緯というものも、しっかりと受け止めていただきたい。

全てがゼロベースでとした考えはないが、行政としても公金を使う以上は市民の皆様方にご理解いただかなければならない。

そこをどう整理していくのかは、あくまでも審議会の皆様方からのご意見だからではなく、それを踏まえて、私たち行政が事業者の方と議論をしながらより良いものにしていくところだと思う。

全て私たちが言ってるものが正しいとも思っていないので、今後議論していく。

その議論の中では、何回も言うようになるが、市民の皆様方がご理解いただけるような中身にしていく。

これが必要だと思っているので、よろしくお願いいたします。